

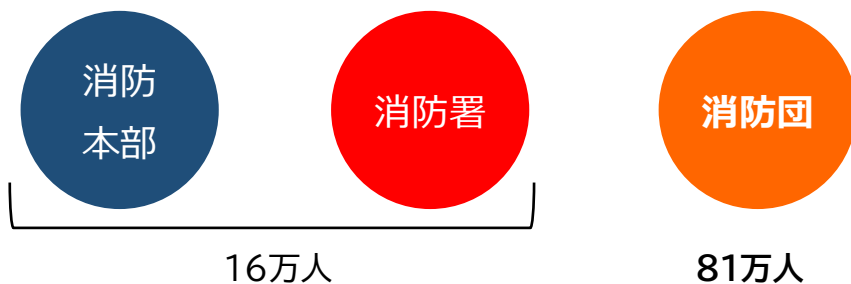
『佐倉市消防団』第2分団第19部 後援会便り (2022年8月号)

発行責任者: 鍋木 昭夫 編集: 成合 亮人

本後援会便りは、地域防災に欠かせない「消防団」の成り立ちや必要性、現在の取り組みを皆様にお伝えしていくことを目的に発行しています。

年度ごとに繰り返しお伝えする内容もありますが、ご容赦とご理解を頂きたく宜しくお願いします。

消防団って..? = 日本の消防を支える最大組織



火事があると出動するのは消防署で常勤されている消防署員の方々。そういうイメージをお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、日本の消防組織法では、消防組織は『消防本部』『消防署』『消防団』の三つに区分されます。(消防組織法第9条の規定に基づいて組織されています。)

日本全国で消防署員などの常備人員は約16万人、それに対し非常備人員である消防団員は81万人いらっしゃいます。(なんと約5倍の方が非常備人員として日本の消防を支えています)

消防団は、市町村の消防機関です(消防組織法第9条)。

団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。

(地域を想い、自らの仕事と両立しながら地域防災を支えてくれている方々です)

消防団のしごと

消防団は様々な災害にあたって、主に下記の役割を担います。また、平常時より訓練や点検を行い、有事の時に冷静に行動できるように準備しています。

火災発生時	①水利確保(消火栓・防火水槽の確保)、②交通整理、③避難誘導、 ④現場監視(再発火防止)
風水害発生時	①排水作業、②地域巡回
大規模地震発生時	①救助活動
平常時	①操法訓練(消防器具の基本的な使い方や動作の訓練)、②実戦訓練、 ③資器材の点検、④救命講習受講、⑤予防、啓発活動

地域防災力の維持に向けて

消防団は法律により、「**将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在**」と規定されています。少子高齢化などを背景に消防団員は減少しており、この傾向は私たちの街に組織されている「佐倉市消防団第2分団第19部」も同様です。

地域防災力を維持するために取り組めることを、皆さんと一緒に考えていければ幸いです。

消防団では新規団員を募集しています！

入団希望の方は下記までお問い合わせください。

佐倉市危機管理課 ☎043-484-6131 ✉bosai@city.sakura.lg.jp